



福岡県医師会第220号（総）
平成18年4月28日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康



日本医師会生涯教育制度と日本精神神経学会 精神科専門医制度
との単位互換について

平素より生涯教育推進のため種々ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本精神神経学会より、日本医師会を通じ、別紙の通り、日本医師会生涯教育講座を日本精神神経学会精神科専門医（以下、精神科専門医）の資格更新に必要な研修単位とする通知がまいりました。

精神科専門医は本年1月に誕生したところでありますが、資格の有効期間は5年間であり、資格更新のためには、5年間に600点が必要です。この600点のうち、精神科領域の日医生涯教育講座1回受講を5点とし、年間受講6回まで、5年間に150点が取得可能となるというものです。

詳細につきましては、「精神科専門医制度規則施行細則 別表4」をご参照ください。

本件について、貴会会員に周知していただきますよう、貴職の特段のご高配方よろしくお願い申し上げます。

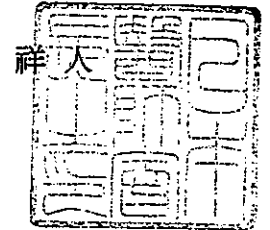
小郡三井医師会より

担当理事 永田正和

日医発第80号(生2)
平成18年4月25日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 唐澤



日本精神神経学会 精神科専門医資格更新に際し、
日本医師会生涯教育講座等を取得単位とすることについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

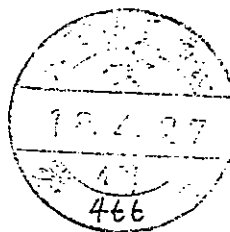
平素より、本会生涯教育制度の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、日本精神神経学会より、別紙の通り、日本医師会生涯教育講座を日本精神神経学会精神科専門医(以下、精神科専門医)の資格更新に必要な研修単位とする旨の文書が本職宛にまいりました。

精神科専門医は本年1月に誕生したところでありますが、資格の有効期間は5年間であり、資格更新のためには、5年間に600点が必要です。この600点のうち、精神科領域の日医生涯教育講座1回受講を5点とし、年間受講6回まで、5年間に150点が取得可能となるというものです。

詳細につきましては、添付された「精神科専門医制度規則施行細則 別表4」をご覧ください。

本件につきまして、貴会会員に対し周知していただきますよう貴職の特段のご配慮をお願い申し上げます。





平成 18 年 4 月 11 日

社団法人 日本医師会
会長 唐澤 祥人 殿

社団法人 日本精神神経学会 理事長
同 専門医制度委員会 委員長
山内 俊雄
同 生涯教育委員会 委員長
丹羽 真一

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は、日本精神神経学会の諸事業に関しましてはご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般ご案内させて頂きました通り、当学会では、一昨年より精神科専門医制度を発足致しました。本年 1 月には、第 1 回試験(口答試問)を行い、1,006 名の精神科専門医合格者が誕生致しました。本年 4 月からは、専門医の資格更新に必要なポイント獲得を各種研究会などにて行って頂くことになっております。

その際、当学会の専門医制度委員会が定める基準を満たした研究会で、日本医師会生涯教育制度の指定を受けた精神科領域の研究会につきましては、精神科専門医資格更新のためのポイント獲得の対象とさせて頂きたく、お願い申し上げます。貴会のますますのご発展を祈念申し上げます。

敬具

※別紙にて、当学会精神科専門医制度更新制の概要を記しましたので、
何卒、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

日本医師会生涯教育制度と 日本精神神経学会との単位互換について

(日本医師会生涯教育制度と日本精神神経学会との単位互換について)

日本精神神経学会／精神科専門医

認定更新に必要なポイント数	5年間に 600 点
互換の内容	日本医師会生涯教育講座（都道府県医師会主催の講習会等で精神科領域のものに限る）1 回 5 点、年間に受講 6 回（30 点）まで。
互換できるポイントの割合	5年間で 150 点まで取得可能 [取得率(150/600)=25%]
ポイント取得の証明	参加証、講座プログラム

本学会は、生涯教育制度の推進を図るため、日本医師会生涯教育制度と単位互換を実施し、医師の生涯学習を促進することを目的として、日本医師会生涯教育制度と単位互換を実施する。

本学会は、生涯教育制度の推進を図るため、日本医師会生涯教育制度と単位互換を実施する。

(本学会は、生涯教育制度と単位互換を実施する。)

本学会は、生涯教育制度の推進を図るため、日本医師会生涯教育制度と単位互換を実施する。

(本学会は、生涯教育制度と単位互換を実施する。)

本学会は、生涯教育制度の推進を図るため、日本医師会生涯教育制度と単位互換を実施する。

本学会は、生涯教育制度の推進を図るため、日本医師会生涯教育制度と単位互換を実施する。

(本学会は、生涯教育制度と単位互換を実施する。)

本学会は、生涯教育制度の推進を図るため、日本医師会生涯教育制度と単位互換を実施する。

精神科専門医資格の更新に際して必要とする取得単位

【日本精神神経学会 精神科専門医制度規則施行細則(別表4)】

資格更新に際して必要な取得単位は、以下により取得した点の合計が600点以上とする。

1. 研修会、研究会等への参加（その講師、講演者も参加者に含む）

	A群	B群	C群	D群
2時間以下	30点	1回参加で 60点	10点	1回参加で 5点
2～4時間	60点		20点	
4時間以上	90点		30点	

【 摘 要 】

A群：

- ・日本精神神経学会学術集会の総会、シンポジウム、教育講演、精神医学研修コース
(学術集会1回につき300点までしか獲得できないものとする。一般演題は対象とならない)

- ・日本精神神経学会および専門医制度委員会地区部会が開催する生涯教育研修会
(年2回まで、1回2～4時間のもの)

B群：

- ・日本精神神経学会が精神科専門医制度においてポイント認定の対象とする各地方単位
の精神神経学会あるいは精神医学会〔註1〕(ただし年に1回のみ)

- ・七者懇加盟団体が主催する全国規模の学会・研修会

C群：

- ・七者懇加盟団体およびその支部が主催する地域レベルの学会・研修会、日本精神神経学会
が精神科専門医制度において、ポイント認定の対象とする全国規模の精神医学関連サブ
スペシャリティの学会〔註2〕、自己申請に基づき専門医制度委員会が認定した国際学会

D群：

- ・その他の地域単位の学術集会・研修会、日本医師会生涯教育(精神科領域のものに限る)

(ただし、D群でポイントを獲得できるのは年に6回まで)

註1：「日本精神神経学会が精神科専門医制度においてポイント認定の対象とする各地方単位の精神神経学会あるいは精神医学会」とは、以下の通りとする。

北海道精神神経学会、東北精神神経学会、東京精神医学会、
東海精神神経学会、北陸精神神経学会、近畿精神神経学会、
中国・四国精神神経学会、九州精神神経学会

註2：「日本精神神経学会が精神科専門医制度においてポイント認定の対象とする全国規模の精神医学関連サブスペシャリティの学会」とは、以下の通りとする。

当該学会による自己申告に基づき、役員に日本精神神経学会会員が入っていること、当該学会で一般的な精神科臨床を実践する上で必要とされる知識と技能を得ることができることをプログラムにより示すことができること、ポイントの集計業務に当該学会が協力すること、適正なスポンサーシップ*が守られていること、の条件を専門医制度委員会が満たされていると認定した学会（5年毎の更新が必要）

(※ 許容される適正なスポンサーシップとは、スポンサーがいる場合であっても、精神科医等が自主的に開催する学術臨床研究を目的とする継続的な研究会・学会であり、

①過去5年間に複数のスポンサーがあり、特定の単数の企業からのみ援助を受けているものではなく、かつ特定の企業の利益を目的とするものではないこと。

②名簿が用意されていること。

③会則・規約などが整備されていること。

④会費が徴収されており、財政が公開されて透明性が確保されていること。

以上の4つをすべて満たしているものがポイント認定の対象となる。また、上記のD群に属する学術集会・研修会については、適正なスポンサーシップに基づく学術集会・研修会であるか否かは、当該団体からの申請に基づき地区部会生涯教育委員会が判断する。）

2. ケースレポートの提出とそれに付随する口答試問に合格 1例につき200点

3. 日本精神神経学会および各地方単位の精神神経学会あるいは精神医学会での研究発表（ただし自己申請に基づき専門医制度委員会が認定したもの）

・日本精神神経学会での発表（第一発表者として行う一般演題） 20点

